

規則等の案と定めた規則等の差異について

1 規則等の案の題名

静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正について（案）

2 意見公募手続を実施した期間

令和 5 年 1 月 27 日から令和 5 年 2 月 27 日まで

3 定めた規則等の題名

静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和 5 年静岡市規則第 40 号）

4 規則等の公布年月日

令和 5 年 3 月 31 日

5 規則等の案と定めた規則等の差異

既に公表した規則等の案の内容	現に定めた規則等の内容	理由
（定義） 第 2 条（略） （1）（略） （2）（略） （3）電子証明書 申請等を行う者又は市長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が	（定義） 第 2 条（略） （1）（略） （2）（略） （3）電子証明書 申請等を行う者又は市長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が	「市長等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る」という規定を、規則第 4 条及び第 13 条第 1 項第 1 号に限定するのではなく、規則で使用される電子証明書すべてに適用するため、第 4 条から削除し、第 2 条の電子証明書の定義に追加した。

<p>これらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第4条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 前2項の規定により申請等を行う者は、入力する事項に係る情報に電子署名を行い、<u>当該電子署名に係る電子証明書(市長等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。第13条第1項第1号において同じ。)</u>と併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長等が定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講じる場合は、この限りではない。</p>	<p>これらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、次に掲げるもの<u>(市長等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。)</u>をいう。</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第4条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 <u>第1項</u>の規定により申請等を行う者は、入力する事項に係る情報に電子署名を行い、<u>当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。</u>ただし、市長等が定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講じる場合は、この限りではない。</p>	
<p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第8条(略)</p> <p>2 <u>市長等は、前項の処分通知等を行うときは、当該処分通知等に係る情報に電子</u></p>	<p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第8条(略)</p> <p>2 <u>削除</u></p>	<p>処分通知等のうち条例等の規定において署名等を行うことが規定されたものをデジタル化する場合には、規則第13条第3項において、「処分通知等に係る情報に電子署名</p>

署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを記録するものとする。ただし、市長等の定める方法により当該処分通知等を行った市長等を確認するための措置を講じるとき又は市長等に対して処分通知等を行う場合において市長の定める情報システムを使用して行うときは、この限りではない。

を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等に併せて市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置」と定められているため、署名等を行うこととされていない処分通知等を含めて、すべての処分通知等において電子署名等を行う規定を定める必要がないことから削除した。